

平成 29 年度丘珠空港利用促進支援業務
提案説明書

1 業務の名称

平成 29 年度丘珠空港利用促進支援業務

2 趣 旨

本説明書は、「平成 29 年度丘珠空港利用促進支援業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

丘珠空港は、道内航空ネットワークの拠点空港であり、札幌市民や道民の観光やビジネスの足としてだけでなく、医療や防災の面でも重要な役割を果たしている。

平成 23 年 5 月には、丘珠空港を拠点とする航空ネットワークの利用促進や有効活用等を推進するため、丘珠空港活性化検討会において「丘珠空港活性化プログラム」を策定した。

(<https://www.city.sapporo.jp/shimin/okadama/torikumi/documents/kasseika-proglam.pdf>)

本業務は、「丘珠空港活性化プログラム」に基づき、丘珠空港の利用促進のための PR 活動等を行うものである。

4 業務の内容

下記 (1) ～ (4) の業務を互いに連動させ、効果的かつ継続的に丘珠空港の利用促進のための PR 等を行う。

本業務において必要な範囲で、丘珠空港ビル 2 階の「札幌いま・むかし探検ひろば」のスペースを無償使用することができる。ただし、「札幌いま・むかし探検ひろば」の現状の機能を永続的に廃止することはできない。

また、「札幌いま・むかし探検ひろば」以外の場所での提案を妨げないが、契約後、受託者において、関係機関との調整を行う必要がある。

(1) 丘珠空港利用促進 PR・イベントの実施

丘珠空港路線の認知度向上のため、街中イベント（丘珠空港路線に関する単独のイベント）を業務期間中 1 回以上札幌市内で実施し、また、各種広告媒体を活用した PR を札幌市内及び就航先において実施する。

(提案のポイント)

- ・就航路線・就航会社について浸透を図る（主）。
- ・夏～秋にかけて重点的に PR を行うとともに、翌年 1～3 月においては、次期夏ダイヤの PR を行う。
- ・主としてビジネス目的以外でのさらなる利用促進を図る。
- ・多くの市民が滞留するイベント場所の選定

- ・都市型空港としての丘珠空港について、旅行時間の短縮などの利便性を具体的に PR する。
- ・エアラインの企画商品等と連動した PR を行う。

<参考：丘珠空港関連ホームページのリンク>

札幌市（丘珠空港利用促進のページ）

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/okadama/index.html>

札幌丘珠空港ビル

<http://www.okadama-airport.co.jp/>

北海道エアシステム（HAC）

<https://www.info.hac-air.co.jp/>

フジドリームエアラインズ（FDA）

<http://www.fujidream.co.jp/>

<参考：市民意識調査及び機内アンケート結果の URL>

（<http://www.city.sapporo.jp/shimin/okadama/torikumi/kentokaigi/documents/chukanhoukoku-siryou.pdf>）

（丘珠空港の利活用に関する検討会議 中間報告 資料編 P17～77）

<参考：搭乗率が伸びて持続した事例>

釧路線搭乗率	H28.1	61.0%	H28.2	58.7%	H28.3	64.2%
	H29.1	74.0%	H29.2	72.1%	H29.3	72.9%

要因 昨年夏の台風により道東方面への地上交通網が寸断された際、釧路線の臨時便が運航されたが、臨時便の利用者が一度路線を利用して便利であることを認識し、その後も利用が続いたものと考えられる。

(2) 丘珠空港ビルでのイベントの実施

空の日イベントとして 9～10 月（予定）に丘珠空港で開催される札幌丘珠空港フェスタ（主催：「空の日」・「空の旬間」事業丘珠空港実行委員会）に合わせ、非空港利用者の空港来場を促進するイベントを実施する。

（提案のポイント）

- ・札幌丘珠空港フェスタとの連動により、就航路線・就航会社の浸透

(3) 啓発品の効果的な配布

丘珠空港路線を PR する啓発品を作成し、配置・配布場所や配布手法を提案する。

（提案のポイント）

- ・就航路線・就航会社について、効果的な PR が可能なデザインを制作し、かつ効果的な配置・配布場所、配布手法を選定する。

(4) その他の独自提案（任意）

丘珠空港の活性化・利用促進のための取り組みを、任意で提案することができる。

(提案の例)

- ・ 丘珠空港から飛行機を利用し、就航先へ旅行する番組・記事を企画し、テレビ局・旅行雑誌制作会社等に提案する。
- ・ 飛行機を利用した札幌から就航先への旅行の魅力を PR など

5 委託費の上限額

本業務の委託費の上限は 4,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

6 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 23 日(金)まで。

7 企画提案を求める事項

項目	提案内容
全般的事項	基本コンセプト
	業務スケジュール
	業務実施体制
	参考見積
(1) 丘珠空港利用促進 PR・イベントの実施	PR に使用する媒体やツール、その企画内容、スケジュール等
(2) 丘珠空港ビルでのイベントの実施	イベントの企画内容等
(3) 啓発品の効果的な配布	啓発品の企画内容、配置・配布場所、配布手法等
(4) その他の独自提案（任意）	利用促進をより効果的にする独自提案の企画内容等

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生

手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成 27～29 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「広告業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方自治体が発注した、広報や利用啓発に係る役務を元請として履行した実績があること。
- (7) 国又は地方自治体が発注した、札幌市域内を対象とする役務を履行した実績があること、若しくは、札幌市競争入札参加資格者名簿における本店又は支店等の所在地が札幌市内であること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

①参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第3号）

上記8-(6)に係る業務の実績を記載

イ 札幌市域内業務実績書（様式第4号）

上記8-(7)に係る業務の実績を記載

ウ 業務の実施を証する書類

上記ア・イに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、または業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

エ 競争参加資格認定通知書の写し

②企画提案書（様式自由、A3横、片面使用、2枚以内）

（添付書類）

ア 業務従事者一覧（様式第2号）

イ 参考見積書（様式自由）

【副本】8部

- ・上記②の企画提案書の写し（添付書類も含む）

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により下記に提出すること

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階(北)
まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

平成 29 年 6 月 7 日（水）17 時 00 分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(4) 著作権等に関する事項

- ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は 1 事業者当たり 1 件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、提案者側の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等を提出した後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

- ア 質問の受付期限 平成 29 年 5 月 30 日(火)17 時 00 分必着
- イ 本企画競争に対する質問は、要旨を簡潔にまとめ、下記 14 の連絡先まで FAX により提出すること。
- ウ 質問者には、FAX により回答を送付するとともに、質問の要旨及び回答は随時下記ホームページ上でも公開する。

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

関係機関および本市の関係部局の職員等からなる「平成 29 年度丘珠空港利用促進支援業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

- ア 一次審査
提出書類による審査を行う。
一次審査の通過者数は 3 者程度。

一次審査の結果は、確定後速やかに提案者全員に通知する。
応募件数が少数のときは、委員会の決定により、一次審査を省略することがある。

イ 二次審査

一次審査の通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

1者あたり、出席者3名以内、30分程度（提案説明10分、質疑20分）とする。

提案者が1者の場合でも二次審査を実施するが、総合点数が満点の5割に満たない場合は、契約候補者とししない。

二次審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

ウ その他

評価が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで。）の間において、次に掲げるいずれかに該当するときは、企画提案書類は受け付けず、若しくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- ・ 上記5の上限額を超える提案を行った場合。
- ・ 上記8の参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなった場合。
- ・ 虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合。
- ・ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合。

エ 審査スケジュール（予定）

- ・ 一次審査 平成29年6月8日（木）
- ・ 二次審査 平成29年6月12日（月）

なお、上記スケジュールは変更となる場合がある。

また、二次審査の実施場所・時間については、一次審査通過者に対し別途連絡する。

12 評価基準

審査は次表に示す審査項目による総合点数方式とする。

一次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

また、二次審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、二次審査における委員会委員の評価の合計点数（以下「総合点数」）が高い順に契約候補者とする。

ただし、総合点数が満点の5割に満たない場合は、契約候補者としない。

審査項目	審査基準	配点
1 企画力【60点】		60
①企画内容	業務の目的を十分に把握し、就航路線・就航会社の認知度を向上させるよう、ターゲットに対して十分にPRできる企画内容となっているか。	40
②効果	就航路線・就航会社に関する情報等が入手しやすい方法で広く発信され、就航路線・就航会社の認知度向上、イメージアップにつながる効果が見込めるか。	20
2 実現性【40点】		40
①スケジュール	業務の実施に無理がなく、提示した時期に効果的なPR展開を図ることのできるスケジュールとなっているか。	10
②実施体制	業務の実施に適した人員体制となっているか。	15
③連携体制	業務の実施にあたり、本市や航空会社をはじめ空港関係者との連携についても充分配慮しているか。	15
合 計		100

13 契約について

札幌市は、契約候補者のうち、総合点数が最も高い者（以下「最優秀者」）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて本業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合は、契約候補者のうち総合点数が上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて本業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性格上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積内容を含む）をもって、そのまま契約するとは限らないが、契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

14 問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階(南)
まちづくり政策局 総合交通計画部交通計画課（空港担当）
電話 011-211-2378 FAX 011-218-5112

平成 29 年度丘珠空港利用促進支援業務企画競争 参加意向申出書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名
債権者コード
印
(連絡先) 氏 名
電 話
E-mail

平成 29 年 5 月 12 日付け告示の平成 29 年度丘珠空港利用促進支援業務企画競争に参加したいので、参加資格について確認されたく、下記の資料を添えて申出します。

なお、下記 1 の要件をすべて満たす者であること、並びにこの申請書及び下記 2 の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成 27～29 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「広告業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方自治体が発注した、広報や利用啓発に係る役務を元請として履行した実績があること。
- (7) 国又は地方自治体が発注した、札幌市域内を対象とする役務を履行した実績があること、若しくは、札幌市競争入札参加資格者名簿における本店又は支店等の所在地が札幌市内であること。

2 企画競争参加資格確認資料

- 同種業務等実績書
 契約書・請書の写し または 「テクリス」の登録内容確認書の写し
 設計書・仕様書
 その他資料（)
- 札幌市域内業務実績書
 契約書・請書の写し または 「テクリス」の登録内容確認書の写し
 設計書・仕様書
 その他資料（)
- 競争参加資格認定通知書の写し

注 1 添付した資料については、資料名の左の□にチェックすること。

注 2 その他の資料を添付した場合は、当該資料の名称を記載すること。

平成29年度丘珠空港利用促進支援業務
業務従事者一覧

会社名 _____

担当者氏名	会社名、所属名 (及び役職名)	専門、主な実績、資格等

※ 業務を受託した場合、札幌市との窓口となる担当者に「○」印。

※ この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

同種業務等実績書

会社名 _____

①	業 務 名			テクリス登録番号
	発 注 者		契 約 金 額	
	履 行 期 間	年	月	～ 年 月
	業 務 概 要			
②	業 務 名			テクリス登録番号
	発 注 者		契 約 金 額	
	履 行 期 間	年	月	～ 年 月
	業 務 概 要			
③	業 務 名			テクリス登録番号
	発 注 者		契 約 金 額	
	履 行 期 間	年	月	～ 年 月
	業 務 概 要			
④	業 務 名			テクリス登録番号
	発 注 者		契 約 金 額	
	履 行 期 間	年	月	～ 年 月
	業 務 概 要			

注1 直近の業務を4件まで記載すること。

2 「テクリス」に登録している業務については、登録番号を記載すること。

3 契約書・請書の写し、または「テクリス」登録内容確認書の写しを添付すること。

4 業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他申請者が必要と判断した書類）を添付すること

5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

札幌市域内業務実績書

会社名 _____

①	業 務 名			テクリス登録番号
	発 注 者		契 約 金 額	
	履 行 期 間	年	月	～ 年 月
	業 務 概 要			
②	業 務 名			テクリス登録番号
	発 注 者		契 約 金 額	
	履 行 期 間	年	月	～ 年 月
	業 務 概 要			
③	業 務 名			テクリス登録番号
	発 注 者		契 約 金 額	
	履 行 期 間	年	月	～ 年 月
	業 務 概 要			
④	業 務 名			テクリス登録番号
	発 注 者		契 約 金 額	
	履 行 期 間	年	月	～ 年 月
	業 務 概 要			

注1 直近の業務を4件まで記載すること。

2 「テクリス」に登録している業務については、登録番号を記載すること。

3 契約書・請書の写し、または「テクリス」登録内容確認書の写しを添付すること。

4 業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他申請者が必要と判断した書類）を添付すること

5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。